

令和 2 年 12 月 8 日

第 8 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

12月8日（初 日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 議案第76号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第5 議案第77号 知多南部衛生組合格約の変更について
- 日程第6 議案第78号 第7次南知多町総合計画の策定について
- 日程第7 議案第79号 南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第80号 地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第81号 南知多町立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第82号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第11 議案第83号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第84号 令和2年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第85号 令和2年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 発議第5号 南知多町議会の会議に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第15 発議第6号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書
- 日程第16 請願第4号 「75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画中止を求める意見書」の採択を求める請願

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	中川昌一
総務部長	田中嘉久	総務課長	内田純慈
防災安全課長	滝本功	税務課長	神谷和伸
企画部長	鈴木茂夫	企画課長	高田順平
検査財政課長	山下忠仁	地域振興課長	滝本恭史
建設経済部長	鈴木淳二	建設課長	山本剛
産業振興課長	奥川広康	水道課長	坂本有二
厚生部長	大岩幹治	福祉課長	相川和英
環境課長	富田和彦	保健介護課長	田中直之
住民課長	宮地利佳	教育長	高橋篤
教育部長	山下雅弘	学校教育課長	石黒俊光
社会教育課長	森崇史	学校給食センター所長	山本剛資
会計管理者 兼出納室長	山本有里		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	大久保美保	主査	小坂有一
--------	-------	----	------

[開会 9時30分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を12月定例町議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回の新型コロナウイルス感染状況の第3波は、全国的に大変厳しい状況の中、三重県議会では、本会議が20日まで休会になってしまいました。私たち南知多町議会においても、皆さんが体調に十分御留意いただいて、議会の運営をスムーズに行えるよう御協力をお願い申し上げます。

ここで、傍聴者の皆様をお願い申し上げます。

現在、愛知県の新型コロナウイルス感染状況は厳重警戒であり、大変厳しい状況が続いています。第3波の感染状況を鑑み、別室での音声傍聴とさせていただくことといたしました。御迷惑と御不便をおかけいたしますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第8回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくようお願い申し上げます。

また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より、例月出納検査結果報告の写しをお手元に配付しております。

また、教育委員会教育長より、南知多町教育委員会活動の点検及び評価の結果に関する報告がありました。その報告書を併せて配付しておりますので、御了承をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井満久君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において9番、吉原一治議員、10番、松本保議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（藤井満久君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの10日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定しました。

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（藤井満久君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに12月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様方におかれましては御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、初めに諸般報告をさせていただきます。

まず、南知多町立小中学校規模適正化の検討の進捗状況につきまして御報告いたします。

全5回にわたる小中学校規模適正化懇談会での検討内容及び、その後実施いたしました各地区での保護者意見交換会での意見などを参考に、10月20日に町総合教育会議におきまして、小中学校適正規模適正配置基本計画の案を策定いたしました。

この案につきまして、11月7日には小学校の再編計画を、8日には中学校の再編計画の住民説明会を開催いたしました。また、11月2日から15日の間に基本計画（案）に対するパブリックコメントを実施いたしました。

本年9月定例町議会の諸般報告では、12月までに最終的な適正規模適正配置基本計画を決定したいと考えておりますと報告をいたしました。特に小学校の再編につきまし

て、保護者をはじめ住民の皆様さらに理解を深めていただくため、説明の期間をもう少しいただきたいと考えましたので、決定を見送り、本議会での条例改正議案の提出も行いませんでした、子どもたちの教育環境を最優先に考えた基本計画（案）であると考えていますので、今後、保護者や地域住民の皆様に対してさらに説明を行ってまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る対応につきまして、御報告させていただきますとともにお願い申し上げます。

愛知県の発表により、南知多町で新型コロナウイルスの感染者は、本日、12月8日現在、16名の方が確認されております。まず何より感染された方々へ心からお見舞いを申し上げます。

また、誰もが感染者、誰もが濃厚接触者になり得るという状況にあります。感染した方が決して差別や偏見を受けることがないように、細心の御配慮を賜りますことを心からお願い申し上げます。

なお、本町におきましても、学校及び保育所関係職員の感染が確認されました。施設においては消毒作業を完了しておりますが、住民の皆様には大変御心配をおかけし、申し訳ありませんでした。改めて、職員には手洗いの励行、マスクの着用など、感染予防と体調管理の徹底に努めるよう指示いたしました。

県内の感染状況につきましては、第2波が落ち着きを見せておりましたが、10月下旬から新規感染者の増加が始まり、11月27日には過去最多の234人を記録し、12月7日まで14日間連続で100人を超えるなど大変厳しい状況にあり、第3波に入ったという認識の下、11月19日から愛知県は、県民や事業者の皆様へ厳重警戒として感染防止対策の徹底を呼びかけております。

さらに大村県知事は12月3日の記者会見で、今後の見通しについて緊急事態宣言や外出自粛もお願いせざるを得ないと、そういう段階に来ることも念頭に置くと述べております。

本町は、このコロナ禍の中においても、多くの方々に訪れていただいている観光地でございます。このような中で大きな混乱もなく、安心して観光に訪れることができるのは、町民の皆様お一人お一人が御自身のみならず、御家族、地域の人々を思いやり、地道に感染症対策を継続していただいているからにはほかなりません。大変困難な状況にありますが、感染拡大防止と社会経済活動との両立を図りながら、一丸となって乗り越え

ていくため、より一層の感染拡大防止に御協力をお願い申し上げます。

それでは、続きまして提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日提出させていただきます案件は、愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてをはじめ10議案でございます。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

議案第76号の愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましては、愛知県市町村職員退職手当組合から尾張市町交通災害共済組合を脱退させることとし、同組合の規約を変更するため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第77号の知多南部衛生組合理約の変更につきましては、令和2年度末に知多南部リサイクルステーションを設置し、その解体が完了するまでの間、共同処理する事務及び経費の支弁の方法の整合性を図ることを目的として規約を変更することについて協議するため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第78号の第7次南知多町総合計画の策定については、計画の基本構想を新たに策定するに当たり、南知多町総合計画条例第6条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第79号の南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年12月12日から施行され、町村の選挙における選挙公営が拡大されることに伴い、本町において選挙公営を実施するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第80号の地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、地方税法の一部改正が令和3年1月1日に施行されることに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第81号の南知多町立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例につきましては、南知多町保育所再配置計画に基づき、令和3年3月31日をもって師崎保育所を廃止すること及び保育所に置く職員を児童福祉施設の設置及び運営に関する基準に合わせるため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第82号は、令和2年度南知多町一般会計補正予算（第12号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,243万5,000円を減額し、

補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億2,681万8,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正をお願いします内容としましては、歳出におきましては、衛生費1,013万8,000円及び教育費1,214万5,000円をそれぞれ追加し、議会費115万9,000円、総務費108万9,000円、民生費3,424万円、農林水産業費422万8,000円、商工費312万5,000円及び土木費87万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

また、歳入におきましては、国庫支出金2,107万9,000円及び諸収入10万3,000円をそれぞれ追加し、県支出金3,232万4,000円及び繰入金1,129万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

議案第83号は、令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,689万7,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としまして、歳出におきましては、総務費75万9,000円を追加し、歳入におきましては、繰入金60万8,000円及び国庫支出金15万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

議案第84号は、令和2年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ179万6,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,016万2,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としまして、歳出におきましては、基金積立金13万8,000円を追加し、地域支援事業費193万4,000円を減額するものであります。

歳入におきましては、国庫支出金2,668万1,000円を追加し、保険料1,795万2,000円及び繰入金1,052万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

議案第85号は、令和2年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、収益的支出の予定額を60万6,000円減額し、7億4,693万3,000円に、また資本的支出の予定額を43万円減額し、3億7,579万8,000円とするものであります。

以上で諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御承認、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤井満久君）

これをもって町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 議案第76号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

○議長（藤井満久君）

日程第4、議案第76号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、議案第76号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由であります。

地方自治法第290条の規定により、愛知県市町村職員退職手当組合から尾張市町交通災害共済組合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議するため、議会の議決を求める必要があるからでございます。

2の提案の内容は、愛知県市町村職員退職手当組合規約から尾張市町交通災害共済組合を削除するもので、別表第1及び別表第2関係でございます。

3の施行期日は、令和3年4月1日でございます。

また、提案理由の説明の次に愛知県市町村職員退職手当組合規約の新旧対照表をつけてありますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

2点お答えください。

1点目は、尾張市町交通災害共済組合が脱退した理由は何ですか。

2点目、南知多町は、退職手当組合で5人の議員を選出する脱退する当該の団体と同じグループの第3区に入っております。当該の団体の脱退に伴って、南知多町の退職手当組合に拠出する掛金の額は基本的に変わらないのか、変わるのか。そこら辺お答えください。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

まず、尾張市町交通災害共済組合が脱退する理由は何かということなんですが、令和3年3月31日をもちまして尾張市町交通災害共済組合が解散するというので、脱退の申請があったので脱退をするというものであります。

それから、南知多町が負担する掛金の変更というのか影響はあるのかということですが、脱退する組合のほうは精算を行って脱退をしておるため、残りました市町等の負担金が増えるですとかそういったことはございません。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第76号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第77号 知多南部衛生組合格約の変更について

○議長（藤井満久君）

日程第5、議案第77号 知多南部衛生組合格約の変更についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第77号 知多南部衛生組合格約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明書を御覧ください。

1の提案の理由であります。令和3年度より知多南部衛生組合火葬場建設工事が本格化すること、また令和4年度よりごみ処理施設の解体工事を実施することから、知多南部クリーンセンターが混雑し、町民のごみ搬入時の通行に危険が及ぶことが懸念されるため、現在知多南部クリーンセンター内で行っている資源物の受入れを新たに設置する知多南部リサイクルステーションで行う計画としています。

このため、令和2年度末に知多南部リサイクルステーションを設置し、その解体が完了するまでの間、共同処理する事務及び経費の支弁の方法の整合性を図ることを目的として規約を変更することについて協議するため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決が必要であるからであります。

2の提案の内容でございますが、知多南部衛生組合が令和2年度に設置する知多南部リサイクルステーションの解体が完了するまでの間は、同組合が共同処理する事務及び経費の支弁の対象となる施設に知多南部リサイクルステーションを加えるもので、附則第3項関係であります。

次のページに新旧対照表をつけておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

3の施行期日は、愛知県知事の許可のあった日からであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○5番(内田 保君)

1点だけ質問させていただきます。

クリーンセンターからリサイクルステーションに変更になるわけですが、変更になるに当たって、それぞれの場所で働いてみえる方の身分ですね、これは解雇されないのか。いわゆる人員削減だとか、いや、そのままの維持でこのリサイクルステーションを運営していくというような、そういう方向になっているのか、それについてお答えください。

○議長(藤井満久君)

環境課長。

○環境課長(富田和彦君)

新しいリサイクルステーションについての人員でございますが、現在、来年度予算につきましては、まだ知多南部衛生組合より内容については申請されておるところでございますが、人員につきましては増員して対応する予定でございますので、よろしく願います。

○議長(藤井満久君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第77号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第78号 第7次南知多町総合計画の策定について

○議長（藤井満久君）

日程第6、議案第78号 第7次南知多町総合計画の策定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、議案第78号 第7次南知多町総合計画の策定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案の後に総合計画の冊子と提案理由の説明書がついております。

提案理由の説明書を御覧ください。

1の提案の理由は、第7次南知多町総合計画の基本構想を新たに策定するに当たり、南知多町総合計画条例第6条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

2の計画の主な内容は、(1)総合計画をまちづくりの最上位計画として位置づけ、「わかりやすく、実効性のある使う総合計画」を目指すことを第1章、計画策定に当たっての中で記載しています。

(2)今後想定される社会環境の変化の中で、「暮らし続けられるまち」を目指すべき方向性として、第2章、計画策定の背景の中で記載しています。

(3)としまして、基本構想として、人口ビジョン、将来イメージ及び基本理念を定め、3つの基本目標と行財政マネジメントの下、25の基本施策と6つの取るべき戦略、3つの重点政策につきまして、第3章、基本構想についての中で記載しています。

(4)総合計画の実効性を確保するためのアクションプラン、住民による評価及び総合計画の推進体制につきまして、第4章、計画の実現に向けての中で記載しています。

3の計画期間は、令和3年度から令和14年度までとするものでございます。

なお、第7次南知多町総合計画の策定に当たりましては、平成31年1月の計画策定の開始からこれまで随時、議論の経過、進捗状況、計画の内容などにつきまして、町公式ホームページで公表させていただき、パブリックコメントなどで広く意見などをいただきながら、町議会全員協議会などでも御説明させていただいたところでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

1点質問させていただきます。

南知多町総合計画については、審議会のいわゆる答申が出されております。全部で13ありましたが、その中の12番目で、役場は地域の事業所の模範となるよう、率先して職場環境の改善に取り組まれたいと、こういうことを答申しております。どのような模範となるような職場環境を今、目指しているのか、もしそれが明確ならばお答えください。

○議長（藤井満久君）

企画課長。

○企画課長（高田順平君）

ただいま内田議員のほうからいただきました答申（案）の中に付されております12番目の役場が地域の事業所の模範となるよう率先して職場環境の改善等に取り組まれたいの部分についてお答えさせていただきます。

こちらのほうとしましては、審議会の中では特に女性、誰もが働きやすい環境ということで審議のほうをたくさんいただいております。南知多町役場のほうとしても誰もが働きやすい環境ということで、特に男性職員の育児休暇の取得ですとか、そういったことを町内の事業所の模範となるよう率先していくような改善に取り組んでいくつもりでございます。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第78号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第79号 南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（藤井満久君）

日程第7、議案第79号 南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、議案第79号 南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定につきまして、制定理由の説明を申し上げます。

制定理由の説明を御覧ください。

1の制定の理由であります。

公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年12月12日から施行され、町村の選挙における選挙公営が拡大されることに伴い、本町において選挙公営を実施するため、条例を制定する必要があるからであります。

2の制定の主な内容であります。

(1)は、選挙運動用自動車の使用の公費負担であります。

アの一般運送契約である場合は6万4,500円、イの自動車借入れ契約である場合は1万5,800円、ウの燃料の供給に関する契約である場合は7,560円、エの運転手の雇用に関する契約である場合は1万2,500円をそれぞれの単価とし、その単価に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額の範囲内で公費負担するものであり、第2条及び第4条関係であります。

(2)の選挙運動用ビラの作成の公費負担は、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数を乗じて得た金額の範囲内で公費負担するものであり、第6条及び第8条関係であります。

(3)の選挙運動用ポスターの作成の公費負担は、選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価、当該作成単価が525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に5万1,000円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額を超える場合には、当該除して

得た金額とします。これにポスター掲示場の数を乗じて得た金額の範囲内で公費負担するものであり、第9条及び第11条関係であります。

次のページをお願いします。

3の施行期日等です。

施行日は公布の日からであり、適用区分として、この条例の公布の日以降、その期日を告示される選挙について適用するものであります。

以上で制定理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

今回、これは初めて公営化されるということで、すみませんが8点ちょっと質問させていただきます。

まず1点目ですが、公職選挙法上、供託金を15万円払うことになっております。それとセットの条例ですが、供託金を選挙管理委員会に払うことになるのか、これが1点目です。

2点目、公営選挙として条例に関わるポスター、ビラ、自動車の3項目の費用をいわゆる今、条例上補填するということを言われているわけですが、没収がない場合、国や県から南知多町に補助があると考えていいのでしょうか。

3点目、ビラの公営化について質問します。

ビラは1,600枚までだそうです。ビラの単価の公費は7円51銭です。これはどこの規則で決まっているのか。

4点目、7円51銭掛ける1,600枚だと1万2,016円となります。だから、これが南知多町の限度額、ビラの限度額と考えていいのか。

5点目、自動車の公営化について質問します。

自動車に関わる経費額はそれぞれのケースが今出されておりました、説明がありました。これはどの規則、要綱で決まっている額ですか。

6点目、ポスターの公営化について質問します。

ポスターの作成の単価は、525円6銭掛ける掲示場箇所数足す5万1,000円ということをお聞きしました。これはどこの規則と要綱で決まっているのか。

7点目、ポスターは75か所ということでありませうけれど、剥がれた場合、時々剥がれます。その場合は、予備ポスター代を例えば3枚追加するなどして78枚としての枚数を認めるのか。それとも75枚だけの考え方でいくのか、これをお答えください。

それから8点目です。

ポスターの代金は、この計算式だと525.06円掛ける75か所足す5万1,000円は、9万379.5円が限度額となると思います。1枚あたりは、それを除してみますと1,205円の費用という計算になりますが、基本的にその理解でよろしいですか。

以上、8点ありますが、すみませんがよろしくお願いします。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

まず、1点目の供託金15万円はどこに払うのかということですが、供託金等は法務局等に払うということになります。

次に、2点目ということで、没収がない場合、国・県等から補助はあるのかということですが、こちらに関しては国・県等からの補助等はございません。

（「議長、議会運営」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

事前通告もなく長い質問で、またこれ委員会付託ということもありますので、答弁できない場合は後ほどということでもいいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井満久君）

内田議員、どうでしょうか。

○5番（内田 保君）

後でも結構ですよ。

○総務課長（内田純慈君）

申し訳ありませんでした。

○議長（藤井満久君）

後ほどまとめてお答えください。

○総務課長（内田純慈君）

それでは、後ほどまとめてお答えいたします。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第79号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第80号 地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（藤井満久君）

日程第8、議案第80号 地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川昌一君）

それでは、議案第80号 地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、制定理由の御説明を申し上げます。

制定理由の説明書を御覧ください。

1の制定（改正）の理由でございます。

地方税法の一部改正が令和3年1月1日に施行されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の主な内容であります。

関係条例の附則に規定される延滞金の割合の特例に係る字句等を整理するもので、

(1)は「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、計算の前提となる割合を「平均貸付割合」と規定するものでございます。

(2)は延滞金の額の計算において、延滞金特例基準割合に所与の割合を加算しても、なお加算した割合が年0.1%未満となるときには、年0.1%の割合とする規定を追加するものであります。

3の改正する条例でございます。

(1)南知多町漁業集落排水事業受益者分担金に関する条例は、附則第2項及び第3項関係でございます。

(2)南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例は、附則第9項及び第10項関係でございます。

(3)南知多町介護保険条例は、附則第6条関係でございます。

(4)南知多町後期高齢者医療に関する条例は、附則第2条関係でございます。

4の施行期日は、令和3年1月1日です。ただし、施行期日前の期間に対応する延滞金につきましては、なお従前の例によるものでございます。

関係条例の改正分の新旧対照表を次のページ以降に添付しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で制定理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

税制改正に伴う改定でございますが、対応が非常に多い南知多町です。大事な用語の変更であり、確認をします。

漁業集落排水条例の附則の3と、住宅管理条例の附則の10でも延滞金が0.1%未満という条項が加わっております。これはほとんどないような気がするんですが、どんなケースが考えられるんでしょうか。これが1点目です。

それから2点目、平均貸付割合は毎年11月30日までに発表されます。令和2年度は

0.6%で令和3年度は0.5%ということになっていると思います。つまり、今年は1.6%、来年1.5%で延滞金特例基準割合、いわゆる平均貸付割合ですね、を基本として計算することでもいいか。

それから、延滞料はさらに1%追加され、令和2年度は1月までは2.6%、一月を経過した延滞については8.9%を基準としておるということで、来年については0.1%下がっておりますので、令和3年度は延滞料は一月までは2.5%で、一月を経過すれば8.8%を基本とすると、そういう理解でこの条例の用語上の解釈はよろしいですか。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

内田議員の御質問で、滞納0.1%未満というケースはあり得るのか。

また、滞納をはじくがための利率に関しまして、平均貸付割合及び延滞金特例基準割合、そういったものの算定の仕方が今御質問したもので合っているかということでございますが、まず2つ目の延滞金の求め方につきましては、内田議員が言われるとおり、平均貸付割合に1%を足したものが延滞金特例基準割合です。それに1%もしくは一月以上過ぎますと7.3%という形になりますが、そちらのものが最終的な延滞金をはじくための利率になっております。

先ほど言いました0.1%未満というのはどういったときに起こり得るのか。

こちらにつきましては、0.1%の基準となるものが最終的な延滞金特例基準割合に1%もしくは7.3%を足した延滞金をはじく利率になっております。ということは、最低でもその利率の2%以下、まず平均貸付割合に1%足しているのが延滞金特例基準割合になっています。それにまた1%を足しているのが最終的な利率ですので、平均貸付割合、これがマイナスにならない限りは0.1%を超してくることはございません。平均貸付割合というのが一般的に銀行が行った短期貸付の割合になっておりますので、一般的にこれがマイナスになるということは考えられないと思われまして、普通で考えれば想定はできないものと解釈しております。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第80号の件については、各委員会に付託することに決定いたしました。

日程第9 議案第81号 南知多町立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第9、議案第81号 南知多町立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第81号 南知多町立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明書を御覧ください。

1の改正の理由は、南知多町保育所再配置計画に基づき、令和3年3月31日をもって師崎保育所を廃止すること及び保育所に置く職員を厚生省令で定めている児童福祉施設の設置及び運営に関する基準に合わせるため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容につきましては、(1)としまして、別表中、師崎保育所の行を削るもので、第3条及び別表関係であります。

(2)としまして、保育所に置く職員のうち、主任保育士を削り規則で定めるもので、第4条関係であります。

施行期日は、令和3年4月1日であります。

なお、次のページに新旧対照表が添付してありますので御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第81号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第82号 令和2年度南知多町一般会計補正予算(第12号)

○議長(藤井満久君)

日程第10、議案第82号 令和2年度南知多町一般会計補正予算(第12号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(中川昌一君)

それでは、議案第82号 令和2年度南知多町一般会計補正予算(第12号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,243万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億2,681万8,000円とするものでございます。

補正をお願いする内容は、大きく分けますと給与会計及び人事異動などに伴います人件費と、当面の行政運営上必要となりました人件費以外の経費の2つになります。

人件費につきましては、補正予算給与費明細書で御説明させていただき、科目ごとの説明は省略させていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、歳出の人件費から御説明いたします。

38ページ、39ページの補正予算給与費明細書を御覧ください。

左ページの1. 特別職の表の一番下段にあります比較の欄の計を御覧ください。

給与費のうち、期末手当につきましては28万1,000円の減額でございます。これは、給与会計により支給割合を令和2年12月期において0.05月分引き下げたことによるものでございます。

次に、右のページを御覧ください。

一般職の給与費及び共済費の補正でございます。

(1)総括の表、比較の欄を御覧ください。

職員数につきましては、予定より新規採用者が少なかったことにより、補正前の当初予算見込みより2名の減となっております。

次に給与費のうち、給料は1,615万円の減額でございます。職員数が当初予算見込みより減少したことなどによるものが主な要因でございます。

職員手当は1,042万8,000円の減額でございます。

下段の表に内訳がございますが、減額の主な要因は、給与改定により期末手当の支給割合を令和2年12月期において0.05月分引き下げたことによるもの及び愛知県市町村職員退職手当組合の負担金率の改正によるものでございます。

次の40ページは、総括の内訳として、会計年度任用職員以外の職員、41ページは会計年度任用職員の給与費等を分けた表でございます。

なお、会計年度任用職員の期末手当につきましては、一般職員に準じて引下げを行いますが、基準となる平均報酬月額の実績が現段階では確定できませんので、今回減額補正は行っておりません。

次の42ページは、今回の補正の増減額の明細、43ページと44ページは補正後の給料及び職員手当の状況を表したものでございます。説明は省略させていただきます。

次に、人件費以外の歳出の補正につきまして御説明をさせていただきます。

14ページ、15ページを御覧ください。

上段になります。2款総務費、1項総務管理費、14目公共交通対策事業費は1,102万6,000円の増額補正でございます。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、海っ子バスの運賃収入が大きく減少したことなどに伴う海っ子バス運行委託料の増額補正でございます。

次に、16ページ、17ページを御覧ください。

中段になります。3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費は4,115万1,000円の減額補正でございます。これは、令和2年度に実施を予定していましたグループホーム

建設事業への補助金につきまして、予定しておりました事業者が今年度中の事業着手が困難となったため減額するものでございます。

次に、18ページ、19ページを御覧ください。

中段になります。5目社会福祉医療費のうち、後期高齢者医療特別会計繰出金は60万8,000円の増額補正でございます。これは、平成30年度税制改正に伴い、令和3年度以降に愛知県後期高齢者医療広域連合と連携するデータ項目の変更などシステム改修のため、その経費に係る一般会計負担分を増額するものでございます。

次に、6目介護保険費のうち、介護保険特別会計繰出金は13万8,000円の増額補正でございます。これは、令和元年度介護保険低所得者保険料軽減額の確定に伴い、増額をするものでございます。

次に、20ページ、21ページを御覧ください。

上段になります。7目障害者福祉費は、扶助費1,559万1,000円の増額補正でございます。これは、障害者福祉サービス利用人数の増などにより、介護給付費を増額するものでございます。

次に、2項児童福祉費、2目児童運営費のうち、保育所一般管理費は408万3,000円の増額補正で、県の補助金であります令和2年度愛知県児童福祉施設業務体制確保対策事業費補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症対策として、公立保育所の消耗品及び篠島保育園の消耗品などの購入に対する補助金を増額するものでございます。

また、施設型給付費委託料につきましては、篠島保育園入所児童及び保育の公定価格の増加により増額するものでございます。

次に、22ページ、23ページを御覧ください。

上段になります。子育て支援センター・どんぐり園事業費は49万円の増額補正、放課後児童健全育成事業費は98万8,000円の増額補正でございます。こちらにつきましても、県の補助金であります令和2年度愛知県児童福祉施設業務体制確保対策事業費補助金を活用して、子育て支援センター、うみっこ放課後児童クラブ及び豊浜放課後児童クラブの新型コロナウイルス感染症対策の消耗品及び備品を購入するために増額するものであります。

次に、24ページ、25ページを御覧ください。

中段になります。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費は235万円の増額補正であります。これは、合併処理浄化槽の設置基数の増加により、合併処理浄化槽設置

事業費補助金を増額するものでございます。

次に、5目知多南部衛生組合費は142万円の増額補正であります。これは、主に知多南部衛生組合の繰越金の精算により、分担金を増額するものでございます。

次に、2項清掃費、1目じん芥処理費は517万1,000円の増額補正であります。このうち、ごみ減量収集対策事業費は59万1,000円の減額補正であります。補正の主な理由といたしましては、指定ごみ袋購入の入札における請負残の減額及び離島粗大ごみ収集における施設整備費の増額の差引きにより減額するものでございます。

次に、32ページ、33ページを御覧ください。

下段になります。10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費は868万4,000円の増額補正及び財源更正でございます。これは、小・中学校が学校再開に伴います新型コロナウイルス感染症対策等及び学習保障として取組を実施する経費につきまして、既に国の学校保健特別対策事業費補助金及び地方創生臨時交付金を活用し予備費充用により補助を実施しておりますが、国の補助金の追加配分が決定されたことに伴い、さらなる感染症対策を実施するため、増額するものでございます。

また、財源更正は、地方創生臨時交付金を活用して実施しました小・中学校における加湿器及びネッククーラーの購入費につきまして、国の学校保健特別対策事業費補助金の対象としたことによるものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

8ページ、9ページを御覧ください。

2の歳入でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は779万6,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました障害者福祉費の介護給付費に対する国の負担分でございます。

次に、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金は228万3,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました合併処理浄化槽設置事業費補助金に対する国の補助金でございます。

5目教育費国庫補助金は1,100万円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました小・中学校における新型コロナウイルス感染症対策等及び学習保障として取組を実施する経費に対する補助金であります。

次に、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は389万8,000円の増額補正

であります。これは、歳出で御説明いたしました障害者福祉費の介護給付費に対する県の負担分でございます。

次に、2項県補助金、2目民生費県補助金は3,715万1,000円の減額補正であります。このうち、1節社会福祉費補助金は4,115万1,000円の減額補正で、歳出で御説明いたしましたグループホーム建設事業への補助金を減額するものでございます。

2節児童福祉費補助金は400万円の増額補正で、公立保育所、篠島保育園、子育て支援センター及び放課後児童クラブにおいて、新型コロナウイルス感染症対策として消耗品等を購入することに対する補助金でございます。

次に、3目衛生費県補助金は92万9,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました合併処理浄化槽設置事業費補助金に対する県の補助金でございます。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は1,129万3,000円の減額補正であります。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整でございます。

次に、21款諸収入、4項雑入、2目過年度収入は10万3,000円の増額補正であります。これは、令和元年度介護保険低所得者保険料軽減額の確定に伴う国・県負担金の追加交付金でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第82号の件については、各委員会に付託することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。休憩は10時45分までといたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気

を行いますので、御協力をお願いします。

[休憩 10時35分]

[再開 10時45分]

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第11 議案第83号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤井満久君）

日程第11、議案第83号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第83号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,689万7,000円とするものであります。

補正をお願いします内容につきましては、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページの下段を御覧ください。

3. 歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は75万9,000円の増額補正であります。これは、平成30年度税制改正に伴い、令和3年度以降に愛知県後期高齢者医療広域連合と連携するデータ項目の変更などがあり、後期高齢者医療システム改修業務委託が必要となったためであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

同じページの上段を御覧ください。

2. 歳入。

2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金60万8,000円及び次の 5 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金15万1,000円は、先ほど歳出で申し上げました後期高齢者医療システム改修業務委託に係る一般会計負担分と国の補助金となります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第83号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第84号 令和2年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤井満久君）

日程第12、議案第84号 令和2年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第84号 令和2年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ179万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,016万2,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、歳出から御説明申し上げます。

8 ページ、9 ページを御覧ください。

3. 歳出。

3 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費につきましては193万4,000円の減額補正であります。これは、令和2年度の給与改定に伴い、地域包括支援センター職員5名分の給与を減額するものであります。

次に、5 款1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金につきましては13万8,000円の増額補正であります。これは、令和元年度の介護保険低所得者保険料軽減負担金の精算に伴い、国・県追加交付分等を一般会計から繰り入れ、基金に積み立てるものであります。

次に、6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目還付金につきましては財源更正であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

6 ページ、7 ページを御覧ください。

2. 歳入。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料につきましては1,795万2,000円の減額補正であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少すると見込まれることによる第1号被保険者保険料の減免措置に伴い、保険料を減額するものであります。

次に、2 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金、1 つ飛ばして、8 目災害等臨時特例補助金につきましては、それぞれ846万1,000円及び1,269万1,000円の増額補正であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免措置に対して、10分の4を特別調整交付金、10分の6を災害等臨時特例補助金により国が補助するものであります。

次に、4 目保険者機能強化推進交付金、1 つ飛ばして、9 目保険者努力支援交付金につきましては、それぞれ143万3,000円及び409万6,000円の増額補正であります。これは、令和元年度に実施した介護保険法等に基づく地域支援事業について、国の示す評価指標により全国の市町村が評価され、評価点数等に応じた補助金が報奨金として市町村に配分されるものであります。

次に、6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、4 目介護保険料軽減分繰入金につきましては

は13万8,000円の増額補正であります。これは、歳出で説明した令和元年度の介護保険低所得者保険料軽減負担金の精算に伴い、国・県追加交付分等を一般会計から繰り入れるものであります。

次に、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金につきましては1,066万3,000円の減額補正であります。これは、歳出に対する歳入の財源調整でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第84号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第85号 令和2年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（藤井満久君）

日程第13、議案第85号 令和2年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

それでは、議案第85号 令和2年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の第2条は、予算第3条に定めた収益的支出として、第1款水道事業費用を60万6,000円減額し、その総額を7億4,693万3,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出の第3条は、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1億4,481万9,000円」を「1億4,438万9,000円」に改め、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,709万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,772万3,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,710万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,728万6,000円」に改めるものであります。

また、支出として、第1款資本的支出を43万円減額し、その総額を3億7,579万8,000円とするものであります。

次に、議会の議決を経なければ流用することができない経費の第4条は、予算第6条に定めた職員給与費を102万円減額し、その総額を5,898万7,000円とするものであります。

今回の補正は、人事異動及び人事院勧告に基づく給与改定等に伴い、減額補正するものであります。

次に、6ページをお開きください。

補正予算給与費明細書であります。

1. 総括の下段、比較の合計を御覧ください。

給与費101万6,000円、法定福利費4,000円、合計102万円の減額をするものであります。

次の7ページから9ページは、今回の補正に伴う増減額の明細、給料及び手当の状況を表したものです。説明は省略させていただきます。

次に、16、17ページをお開きください。

補正予算事項別明細書であります。

収益的収入及び支出として、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目配水及び給水費は17万4,000円の増額。

同項第3目総係費は76万4,000円の減額及び第2項営業外費用、第2目消費税及び地方消費税は1万6,000円の減額を補正するものであります。

次に、18、19ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出として、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目配水設備新設改良費は43万円を減額補正するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○5番(内田 保君)

9ページの昇給表でちょっと教えてください、私の理解が間違っているのか。

4号給が4名だったのが、12月の補正後が5名となっていて、昇給に係る企業職職員数が全体で6名から7名に増えております。これは、全体は8名、8名で、補正予算の給与明細書では8名、8名で変わっていないんですけれども、しかし昇給の段階で少し1名違うような段階があるので、正規職員を1名増やしているのかどうか、ちょっとお答えください。

○議長(藤井満久君)

水道課長。

○水道課長(坂本有二君)

こちらの職員の人数については8名というところがございますが、昇給に係る人数が6名から7名にというところがございますが、一応こちらについては、人事異動によるものというところで異なっているものでございます。特に職員が増えたものではございません。以上でございます。

○議長(藤井満久君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第85号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

いて

○議長（藤井満久君）

日程第14、発議第5号 南知多町議会の会議に関する規則の一部を改正する規則についての件を議題といたします。

お諮りします。本件につきましては、議員内で十分協議された発議であります。したがって、提出者の提案理由の説明及び質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、提出者の提案理由の説明及び質疑・討論を省略します。

これより発議第5号の件を起立によって採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

全員賛成であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15 発議第6号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

○議長（藤井満久君）

日程第15、発議第6号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番、山本優作議員。

○1番（山本優作君）

発議第6号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について、意見書の要約をもって提案理由の説明をさせていただきます。

提出者及び賛成者は、お手元の発議書のとおりであります。

近年、我が国は、豪雨による河川氾濫や土砂崩れ、高潮、暴風・波浪、地震など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされています。このような自然災害に事前に備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化対策は一層その重要性を増しています。

こうした状況を受け、国においては、緊急に実施すべき重要インフラの機能維持のため、令和2年度までの3年間において「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対

策」として、地方と一体となり集中的に取り組んでいるところではありますが、今後も中長期的な視点に立った対策が実施できるよう期間を5年以上延長し、機能強化対策や長寿命化対策などさらなる対象事業の拡充を図り、これに伴う地方負担分については事業債を延長するなど十分な地方財政措置を行うことを強く求め、より一層の事業推進が図れるよう意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）であります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

基本的には賛成すべき意見書だと思います。政府はもう既に内閣で決めると言っておりますけれど、出す提出先でございますが、お金の関係が入っておりません。財務大臣はやっぱり入れるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

財務大臣を提出先に追加するかについては、提出者と賛成者で一度相談させていただきたいと思います。

○議長（藤井満久君）

よろしいですか。

○5番（内田 保君）

はい、いいです。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第6号の件を起立によって採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

(賛成者起立)

全員賛成であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16 請願第4号 「75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画中止を求める意見書」の採択を求める請願

○議長(藤井満久君)

日程第16、請願第4号 「75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画中止を求める意見書」の採択を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

内田議員。

○5番(内田 保君)

それでは、請願第4号について趣旨説明をさせていただきます。

「75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画中止を求める意見書」の採択を求める請願。

それでは、請願朗読により説明させていただきます。

請願者の住所・氏名、知多郡南知多町大字師崎字鳥東50の1、鳥居澄子でございます。

政府の「全世代型社会保障検討会議」の第2次中間報告(2020年6月25日)では、75歳以上の窓口負担の2割化や紹介状なし受診時定額負担など患者窓口負担増計画は、2020年度末の最終報告で取りまとめるとしております。7月に閣議決定した骨太の方針2020でも骨太方針は2018や2019の内容に沿って計画を具体化する姿勢を示しております。

しかし、高齢者には複数・長期・重度といった病気の特徴があります。このため75歳以上の高齢者の自己負担額は窓口負担が原則1割の現在でも社会保障審議会医療保険部会は、その資料によりますと、75歳以上の高齢者は75歳未満と比べて受診率は外来で2.4倍、入院で6.2倍であり、医療費も外来で3.5倍、入院で6.6倍など、3割負担の現役世代より重い実態があります。これ以上の窓口負担割合引上げや患者窓口負担増は、受診抑制や保険料未払いの増加を招きかねません。このため、国においては、75歳以上の医療費患者負担2割引上げをはじめ、これ以上の医療費患者負担増の計画を中止するよう政府に対して意見書を上げるよう強く求めます。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により文教厚生委員会に付託いたします。

○議長（藤井満久君）

ここで、総務課長から答弁の申出がありましたので許可します。

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

議長のお許しを得ましたので、議案第79号の内田議員からの質問について答弁させていただきます。

南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。

3点目といたしまして、ビラの作成単価7.51円は、どこの規則で決まっているのかということではありますが、地方公共団体は公職選挙法の施行令に準拠して条例で定めるところにより、この制度を無料とすることができるということになっておりまして、この7.51円も公職選挙法施行令における金額に準じて定めております。

4点目といたしまして、ビラの限度額の金額についてですが、1,600枚とされるので1万2,016円が限度額となるのかということでありましたが、このたびの公職選挙法の改正により、町議会議員選挙におきましても1,600枚までビラを頒布することができるというふうになりましたので、南知多町におきましても、この1,600枚に7.51円を掛けた1万2,016円までが限度額になります。

続きまして5点目、自動車の使用に関しましても単価が定められておるが、そちらも

どういった基準で決めておられるのかということではありますが、こちらもビラと同様に公職選挙法の施行令に準拠して、それと同じ単価で決めております。

続きまして、6点目、ポスター作成の単価は、525.6円掛ける掲示場箇所数足す5万1,000円は、どこの規則と要綱で決まっているのかということではありますが、こちらに関してもなんですが、公職選挙法施行令に準拠して、決めさせていただいております。

あと、ポスター掲示場の数を乗じて得た金額ということを決めさせていただいておりますが、衆議院議員の小選挙区選出議員の場合でいきますと、ポスター掲示場の数の2倍までというふうになっておりますが、町の選挙は選挙運動期間も国と比べ短いことから、ポスター掲示場の数までを上限として町の条例のほうで決めさせていただきました。

それから、計算の中で5万1,000円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得たという形になっておりますが、この5万1,000円の基準ということなんですが、こちらは企画費ということでデザイン料ですとかそういったものの単価ということを決めておまして、国の場合でいきますと31万500円が企画費というふうになっております。施行令の基準でこちらを計算いたしますと、1枚当たりが4,666円と最近の本町の各候補者のポスター印刷単価とも比べても高額なため、こちらの企画費の5万1,000円のほうは、最近での本町の選挙での印刷単価を基に決めさせていただきました。

続きまして、7点目でポスターが剥がれた場合、75か所が掲示場で、例えば78枚を印刷した場合、そちらを認めるのかということでありましたが、こちらに関しましては、やはり選挙運動期間が国と比べて短いということもありまして、ポスター掲示場の数を上限とさせていただいておりますので、超えて印刷した分は個人負担となります。

最後、8点目といたしまして、ポスター掲示場の数、75か所を今回の条例の算式に当てはめると1,205円となると思うが、それでよいかということでありました。

こちらに関しましても、現在のポスター掲示場の数は75か所でありますので、そちらをこの計算式に当てはめて計算いたしますと、最後1円を切り上げるということになりますので1,206円が積算される単価の上限額となります。以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございました。

初めに一言、言っておけばよかったですね。

私がそれを問題にしたのはなぜかという、例えば大治町は1枚当たり7,582円、武豊町は同じです、1,200円、美浜町は1,282.6円、東郷町は1,688円の単価になってきているんですね。それはどこが違うかという、この5万1,000円のところです。5万1,000円じゃなくて、例えば美浜町の場合だったら5万3,000円プラスしているんですね。武豊町は逆に少ないわけですけど、5,000円と。

だから、そこら辺のいわゆるポスター代について少し検討する余地はあるのかどうかと、変更する、そこら辺についてちょっとお聞かせください。このままの法案で出すというようなことならばそれで、そうなると思いますけど、その修正はどうなんでしょうか。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

こちらの単価が他町においても違うということは、事前の聞き取りや何かでも私どもも把握はしておりますが、南知多町の前回の町議会議員の選挙等を参考に単価を決めさせていただきましたので、今回この条例でということで単価の変更は考えておりません。

○議長（藤井満久君）

よろしいですか。

○5番（内田 保君）

はい。結構です。

○議長（藤井満久君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

[散会 11時19分]

